

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 17 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 14 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年10月まで

私は、結婚後しばらく勤めていたが、夫から年金を切らしてはいけな
いと言われていたので、昭和43年11月に会社を退職する際、国民年金
の加入手続を行い、国民年金保険料は社会保険事務所（当時）で納付し
ていた。申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月については領収書
も保管しており、申立期間が未納とされていることには納得できないの
で、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和43年11月頃に国民年金に加入し、申立
期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

この申立てについて、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、所持
する国民年金手帳において、発行日は昭和44年11月14日であり、同日付
けで、遡って加入ができない任意の種別で国民年金被保険者資格を取得し
ていることが確認できることから、申立人は、この日に加入手続を行った
ものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳の昭和44年度の印紙検認記録欄を見ると、申
立人は、加入手続日に昭和44年11月から45年1月までの国民年金保険料
を納付していることが検認印により確認できるとともに、44年10月以前
については、保険料が納付できないことを示す「不要」の押印が認められ、
このことは、A市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致していることか

ら、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できない期間である。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料について、45年6月10日に納付したことを示す国庫金納付書・領収証書を所持しているところ、この1年後に当たる45年2月及び同年3月の国民年金保険料は、A市の国民年金被保険者名簿により、当該領収証書と同日の45年6月10日に過年度納付されていることが確認できることから、当該領収証書に係る国庫金納付書は、45年2月及び同年3月の保険料に係る国庫金納付書を交付する際に誤って交付された可能性がうかがわれ、当該期間の保険料が充当又は還付処理された記録は確認できないことから、当該期間の保険料が、現在まで長期間国庫歳入金として取り扱われていたものと考えられ、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として還付することは信義則に反するものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和43年11月から44年1月までの期間及び同年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

私は、平成3年1月頃転職したので、この頃国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料が口座振替となるまでは納付書により納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は平成3年1月以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録において「納付書作成日 平成4年12月11日」の記載が確認できることから、申立期間について、この頃過年度納付書が発行されたものと推認され、申立人は、当該納付書によりこの時点で時効とならない申立期間の国民年金保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）本社における資格喪失日に係る記録を昭和22年3月13日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年3月12日から同年6月3日まで

私は、昭和18年10月1日にA株式会社に入社し、昭和40年8月21日まで勤務していた。年金記録では、同社C支店への転勤に伴って昭和22年3月12日に被保険者資格を喪失し、同年6月3日に資格を取得するまでの期間が空白期間となっている。申立期間の年金記録を認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する従業員名簿及び人事記録の記載から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録に「22.3.13 C支店」と記載されており、申立人は同日にA株式会社本社から同社C支店に異動したことが確認できることから、昭和22年3月13日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 C 支店における昭和 22 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和32年5月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から同年6月21日まで
② 昭和33年4月2日から34年7月20日まで

オンラインの記録では、D株式会社E工場F部で昭和25年11月1日に資格取得し、その後32年5月1日に資格を喪失、同年6月21日にA株式会社G工場C部で資格を再取得し、引き続き34年7月20日までA株式会社に加入したことになるが、社名変更や、E工場からG工場への転勤はあったものの、空白無く継続して勤務していたので調査してほしい。

また、昭和25年11月1日から32年5月1日までのD株式会社F部（後にA株式会社H部）での厚生年金保険被保険者期間については、34年7月20日に退職した後に脱退手当金を受給した記憶は有るが、33年4月2日から34年7月20日までのA株式会社については、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する申立人に関する手書き式社員名簿において、入社日（昭和25年7月7日）は記載されているが、転勤日及び退職日は記載されていない。

しかしながら、B株式会社は、上記社員名簿の記載から、「申立人は正社員であったと思われる。」と回答している。

一方、B株式会社が保管する「厚生年金保険適用事業所変遷」及びA株式会社及び同社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A株式会社及び同社C部の社員は、いずれも同社G工場内で厚生年金保険が適用されていることが確認できる。このことについて、同社担当者は「E工場社員の厚生年金保険の適用については、昭和32年5月2日からはG工場ですべて行っていたものと思われる。」と供述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社において昭和32年5月2日に資格を取得した旨の記載が確認できるが、上記被保険者台帳には資格喪失日の記載が無く、被保険者名簿においては「33. 10. 10 資格取消」の記載が有ることが確認できる上、いずれの記載もオンライン記録では確認できない。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同様の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格取消の記載の有る3名の同僚については、同社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日が申立人と同日である昭和32年6月21日であるにもかかわらず、オンライン記録の同社C部における資格取得日は同年5月2日となっていることが確認できる。

また、上記複数の同僚は、「私もE工場のC部からG工場のC部に異動し、同じ部所の者も同時に異動した。異動に際して待機期間は無く、退職及び再雇用の話は聞いたことが無い。」と供述している。

さらに、日本年金機構のE事務センターは、「申立人の記録と同僚の記録に差異が生じた原因は不明であるが、申立人は同僚のオンライン記録と同じ記録になると思われる。」と回答していることから、申立期間当時、社会保険事務所において適切な事務処理が行われていなかったことがうかがえ、上記同僚の記録から、申立人のA株式会社C部における資格取得日は、昭和32年5月2日であると考えられる。

以上を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年5月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものとするのが相当であり、申立人のA株式会社C部に係る資格取得の記

録を同日に訂正することが妥当である。

なお、昭和 32 年 5 月の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 C 部に係る同年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和 32 年 5 月 1 日については、B 株式会社は、申立人に関する上記手書き式社員名簿以外の資料を保管していないことから、申立人の当該期間における勤務実態については不明である旨回答している。

また、A 株式会社 C 部及び A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したが、申立人が同日に勤務していたことが確認できる資料及び供述は得られない。

そのほかに、申立人の昭和 32 年 5 月 1 日の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 32 年 5 月 1 日について、申立人が厚生年金保険被保険者であることを認めることはできない。

申立期間②について、申立人には、申立期間②の直前に未請求となっている A 株式会社 C 部での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該事業所は申立期間②の関連事業所であること、及び当該事業所から申立期間②に引き続き勤務していることから、申立人がこれを失念するとは考え難い上、両事業所は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び同一の社会保険事務所管内であるにもかかわらず、当該事業所が未請求となっているのは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金支給金額は法定支給額に一致しない上、申立人が脱退手当金を受給したことを記憶している D 株式会社 F 部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有るが、申立期間②である A 株式会社に係る被保険者名簿の申立人の欄には「脱」の表示が無いことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から5年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から5年10月まで

私は、平成2年*月頃にA県B町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当時、無収入の学生であり納付が困難だったため、免除申請を行った。その際、同町役場の担当者は、「在学期間中の保険料納付免除の適用は問題無く、後は手続をしておく。」と言われたため、私はそれを信用しており、申立期間の保険料が免除になっていないことには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生であり、国民年金保険料が免除されていたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成2年9月から3年3月までについて、当時、学生は国民年金への加入義務は無く、申立人は、国民年金保険料の納付を前提とした任意加入の対象者であることから、制度上、免除は受けられず、B町も任意加入である学生について、免除申請は受け付けなかったとしており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間のうち、平成3年4月から5年10月までについて、国民年金保険料の納付が免除されるためには、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるが、申立人の同手帳記号番号は、7年6月にC県D区で払い出されていることが、前後の被保険者記録により推認でき、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点までは、当該期間を含む申立期間は

国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、当該期間についても、免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年1月までの期間及び同年11月から7年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から5年1月まで
② 平成5年11月から7年4月まで

私は、20歳になった際、親に勧められ国民年金に加入し、勤務していた会社を退職した平成5年11月頃にも国民年金の再加入手続を行った。国民年金保険料は月に1回近所の郵便局へ行き納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年*月頃国民年金に加入し、勤務先の会社を退職した5年11月頃にも国民年金の再加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成9年4月18日付けで、申立人に基礎年金番号が付番されており、この時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない上、申立人の国民年金の記録は当該基礎年金番号によって管理されていることが確認できる。

また、上記の基礎年金番号が付番された時点では、申立期間①及び②の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、一部については、過年度納付は可能であったものの、オンライン記録において、

申立期間②に後続する平成7年5月から8年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人は基礎年金番号付番後、この過年度納付を行った時点において、納付可能な当該期間についてのみ、遡及納付を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、夫が会社を辞めて自営業となったため、昭和55年4月から夫と共に国民年金保険料の納付を開始したはずであり、申立期間が未納となっていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を辞めて自営業となったため、昭和55年4月から国民年金保険料の納付を開始したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人及びその夫は昭和59年3月10日に加入手続を行っていることが確認でき、このことは、市町村における加入手続後に、社会保険事務所（当時）において日付が記載されることとなる国民年金手帳記号番号が同年同月19日付けで払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにおいて確認できることとも整合し、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人から遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人

について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 51 年 3 月 1 日から 52 年 1 月 16 日まで
(C株式会社)

A社、株式会社B及びC株式会社に勤務していた期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取ったことも手続をした記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA社、申立期間②の株式会社B及び申立期間③のC株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、D年金事務所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び申立人が申立期間③当時居住していた住所が記載されているほか、「脱退手当金受領を選択」とのゴム印の横に申立人の印鑑が押され、希望の受領場所欄にはE銀行（当時）F支店の口座番号が記載されているとともに「国庫金送金振込済 52.3.14 送金通知書送付済」との押印が確認でき、支払額 15 万 8,900 円は法定支給額（15 万 8,947 円）とほぼ一致している。

また、申立期間③のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」のゴム印が押されている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和52年3月14日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをいかたがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間①、②及び③の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、当該裁定請求書には未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月25日から22年10月1日まで
(株式会社A)
② 昭和25年1月5日から27年9月1日まで
(B工場)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の株式会社A及び申立期間②のB工場の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和27年12月22日に支給されていることが確認できるほか、当該被保険者台帳の裏面の保険給付記録欄には、脱退手当金が支給されたことを示す給付種類「脱手」、資格期間「50」、支給金額「13,605」、支給年月日「27.12.22」が記載されているとともに、備考欄には、「附7」(昭和22年法律第45号附則第7条)と記載されていることから、女子の特別加算が行われたことがうかがえ、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、脱退手当金が支給された昭和27年12月22日は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給で

きなかったことから、B工場を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

なお、申立人には、申立期間①及び②の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 17 日から 34 年 3 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 35 年 1 月 5 日から同年 9 月 21 日まで
(B 社)

脱退手当金制度が有ることすら知らなかったので、脱退手当金を請求していない。申立期間に係る脱退手当金も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社及び B 社（現在は、C 株式会社）の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の記載が有る上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことを意味する「回答済 37.9.1」の押印が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前後に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求

者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 10 日から 35 年 10 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 39 年 7 月 20 日から 45 年 4 月 6 日まで
(B 社)

A 株式会社及び B 社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が受給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の A 株式会社及び申立期間②の B 社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が確認できる上、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 6 月 24 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間①の前と②の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理さ

れている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 42 年 9 月 21 日まで
私の年金記録によると、株式会社Aにおいて、脱退手当金を支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 42.10.13 B社会保険事務所」、同計算書には、決定年月日「42.11.20」及び「小切手 42.11.29 交付済」の押印が有る上、払渡店（届）に「C郵便局」と記載され、当該請求書の住所地が、申立人が記憶している当時の住所地と一致していることから、社会保険事務所（当時）が、小切手を発行し、申立人の当時の住所地近くのC郵便局において、隔地払いで脱退手当金が支給されたことが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和42年11月29日に支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の3事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月1日から39年8月15日まで
(有限会社A)
② 昭和39年11月1日から44年1月26日まで
(B株式会社)

申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の最終事業所を管轄しているC年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同裁定請求書には、「支払済44.5.13」の押印が有るとともに、昭和44年5月13日に申立人が脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の押印が確認でき、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の2事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別

番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 20 日から 35 年 9 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 40 年 3 月 23 日から 42 年 4 月 7 日まで
(B 株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されており、「受付 42. 9. 7 C 社会保険事務所」、「送金済 42. 11. 16 C 社会保険事務所」の押印が確認できる。

また、申立期間①及び②の最終事業所である B 株式会社（現在は、D 株式会社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 42. 10. 13」の表示が有るとともに、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給日の前に脱退手当金が未請求となっている 7 回の別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記の脱退手当金裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記

載されていないことが確認でき、当時、請求者から申出が無ければ、当該厚生年金保険被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 10 日から 36 年 7 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
(B 株式会社)

脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、退職後に一時金を受給した記憶がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA株式会社及び申立期間②のB株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、C年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、「受付 昭 38. 9. 5 C 社会保険出張所」、「小切手 38. 12. 7 交付済」の押印が確認できる。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の押印がある上、脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額には計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年12月7日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められる。また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、

未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 26 日から 47 年 12 月 26 日まで
脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立人の株式会社Bに係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、「受付 48. 1. 26 A社会保険事務所」、「支払済 48. 2. 21」が押印され、現金で支払われていることが確認できる。

また、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年2月21日に支給されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 10 月 26 日まで
(A社)
② 昭和 36 年 10 月 31 日から 44 年 1 月 25 日まで
(B株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA社及び申立期間②のB株式会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記憶はないと主張している。

しかしながら、C年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給額計算書等が保管されており、当該両事業所の被保険者期間（申立期間と一致）について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書において「受付 昭和 46 年 4 月 13 日 C社会保険事務所」、「現金 46. 6. 18 支払済」の押印が有るとともに、脱退手当金支給計算書の裏面には 46 年 6 月 18 日付けで脱退手当金を受給した旨の署名及び押印が有ることが確認できる。

さらに、同請求書に添付されている厚生年金保険被保険者記録（回答）から申立期間①及び②の2事業所における被保険者期間を通算して算出されていることが確認でき、その支給額には計算上の誤りは無く、一連の事

務処理に不自然さはないかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給日の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、管轄社会保険事務所が異なっており、また、上記裁定請求書において、未請求の事業所の被保険者期間が記載されていないことが確認できる上、当時、請求者からの申出がない場合、別社会保険事務所で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 7 日から 37 年 6 月 26 日まで
A 株式会社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 25 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 37 年 6 月 25 日から 38 年 7 月 27 日まで
(B 株式会社)

申立期間①及び②の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有る上、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている二つの別事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 5 日から 41 年 10 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
(B 株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有る上、脱退手当金は申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から40年7月24日まで
(A株式会社)
② 昭和40年10月1日から42年8月1日まで
(B社)
③ 昭和42年11月1日から43年7月1日まで
(C社)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 43.9.7 D社会保険事務所」、「現金 43.10.25 支払済」の押印が有るとともに、昭和43年10月25日に社会保険事務所(当時)の窓口で脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が確認できる上、脱退手当金は、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年10月25日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別

事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書には、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。